

公的年金等の申告相談会

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。
下記のことにご気をつけてご来場ください。

▼申告相談会の日時・場所

対象地区	日時	場所
丹原・小松	2月4日(水) 9時～16時	東予総合支所3階
東予	2月5日(木)～6日(金) 9時～16時	東予総合支所3階



※混雑を避けるため、地区ごとに申告相談会の日時を指定しておりますが、どうしても都合が悪い方は、公的年金等申告相談会の期間内の他の日時に来場されるか、2月16日(月)以降に各地区公民館等で、市が行います市県民税・国民健康保険税申告相談会にご来場ください。



※前年分をイータックスで申告した方で税務署から「お知らせはがき」が届いた方は、そのはがきをお持ちください。

※当日はかなり混雑しますので、医療費控除の明細書や収支内訳書等は事前に作成してきてください。

※当日は公的年金を受給されている方の申告相談を予定していますので、平成26年中に土地や株の譲渡があった方の申告相談はご遠慮ください。

▼申告相談会で必要な書類や用具

- 前年分をイータックスで申告された方は、「お知らせはがき」と申告時に封筒に入れてお渡しした送信票
- 確定申告書（ない場合は当日お渡しします）
- 平成26年分の公的年金、給与所得等の源泉徴収票
- ※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。
- 国民健康保険税などの支払金額が分かる書類
- 国民年金保険料などの支払いを証明する書類
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など、所得控除に必要な書類
- 還付金を受け取る場合、申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 印章、筆記用具

公的年金等を受給されている皆さまへ

■税の申告にご注意ください

- 1 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告の必要はありません。
還付を受けるためには、従来どおり税務署に確定申告をする必要があります。
- 2 所得税および復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、市への市県民税申告は必要です。ご注意ください。
- 3 詳細は、市庁舎本館2階市民税課・各総合支所総務課税務係の窓口にご覧ください。

■問合せ 伊予西条税務署個人課税部門 TEL0897-56-3292

西条市役所本館を改修します

開庁時間中の改修工事になるため、来庁される皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 耐震改修 SRF工法による改修
- 内装改修 執務室や会議室等の改修
- 外壁・屋上防水改修 外壁の改修・屋上防水の改修等
- 改修期間 1月～9月（予定）
- 問合せ 市庁舎新館2階 施設管理課 TEL0897-52-1589

